



**H26年の確定申告がスタート!**

**【主に確定申告が必要な方】**

- 事業所得、不動産所得などがある方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 公的年金収入が400万円以下の年金所得者 又は 給与所得者の内、他の所得の合計が20万円を超える方
- 法人の役員や親族などで、法人から事務所の賃貸料や機械等の使用料を受け取っている方
- 土地や建物など不動産を売却した方



※申告をご依頼頂ける場合は、**2月14日(金)**までに資料をご用意下さい。

**今年行われる改正**

開始日	税目	内容
1月1日～	①相続税	基礎控除引き下げ、最高税率の引き上げ
	②贈与税	相続時精算課税制度の対象者拡大 最高税率の引き上げ
4月1日～	軽自動車税	税額引き上げ
4月1日以降 開始する事業年度	消費税	簡易課税制度の事業区分変更 (金融業、保険業、不動産業)

平成26年10月1日以降開始する事業年度より、法人住民税率が引き下げとなります。但し、地方法人税が増える為、トータルの納税額はほぼ変わりません。

初めての『ふるさと納税』体験レポート②

《払込編》

申込をしてから、ちょうど一週間。自治体の方から案内と払込依頼書が届きました。今まで、払込用紙を心待ちにすることって無かったかも。

…続きは当事務所のHPに今後掲載予定です。ご要望があればお送りします!

連続コラム

《相続税を考える》

シリーズその①

ついに今年の1月1日以後に開始する相続から改正後の相続税法が適用されます。改正内容としては次のようなものがあります。

- (1)基礎控除の引き下げ → **不利**な改正
  - (2)相続税の最高税率の引き上げ → **不利**な改正
  - (3)未成年者控除・障害者控除の引き上げ → **有利**な改正
  - (4)小規模宅地の減額特例の対象面積拡大 → **有利**な改正
- 一番の着目点は、改正後の基礎控除が、3,000万円+(600万円×法定相続人の数)となり、**非課税枠が4割も減り**、相続財産が基礎控除を上回る場合には今まで必要のなかったご家庭でも相続税の申告が必要となるケースが増える事です。

実際に相続が発生した後では、相続税を下げる魔法はありません。将来の相続税を計画的に減らす方法を次回以降シリーズ化してご紹介していきます。  
※ご不明な事がありましたら、角田会計までお問い合わせ下さい



所長コラム

**継続とは、  
変化を続けること。**

古いカレンダーを外す時、いつも思うことがある。「今年は1年間早かったなー」「何か新しいことを試みたかなー」と。継続は力なり、とは言われていますが、ただ同じことの繰り返しでは、この変化の速い時代にはついていけず、気が付いた時には、10歩も20歩も置いていかれます。継続とは、少しずつ変化をしていくことです。企業、会社の経営にも同じことが言えます。今は景気の良い業種が、10年後には時代に取り残され、衰退業種となっているかもしれません。「うまくいっているからと言って、今の仕事に固執せず視野を広げて売上の10%を隣接異業種に投資しなさい！」とある大学教授が言っていました。



角田英夫

新しい仲間が増えました!



はじめまして、新人の亀山陽太です。税理士目指して勉強中です。私は一度他の業界で就職した後に税理士を志した為、この業界は未経験です。いろいろ勉強しないといけないことも多いですが、早く仕事を覚え、少しでも皆様のお役に立てるように頑張っていきます。趣味は球技(主にソフトテニス、野球)、ドライブ、食べ歩きです。よろしくお祈りします。

I.P.brain

認定経営革新等支援機関

角田英夫税理士事務所

ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい



〒252-0021 座間市緑ヶ丘5-4-24  
☎ 046-252-1662  
FAX 046-252-1620